

概要版

第二期三木市 子ども・子育て支援事業計画

令和2年度～令和6年度

令和2年3月

三木市

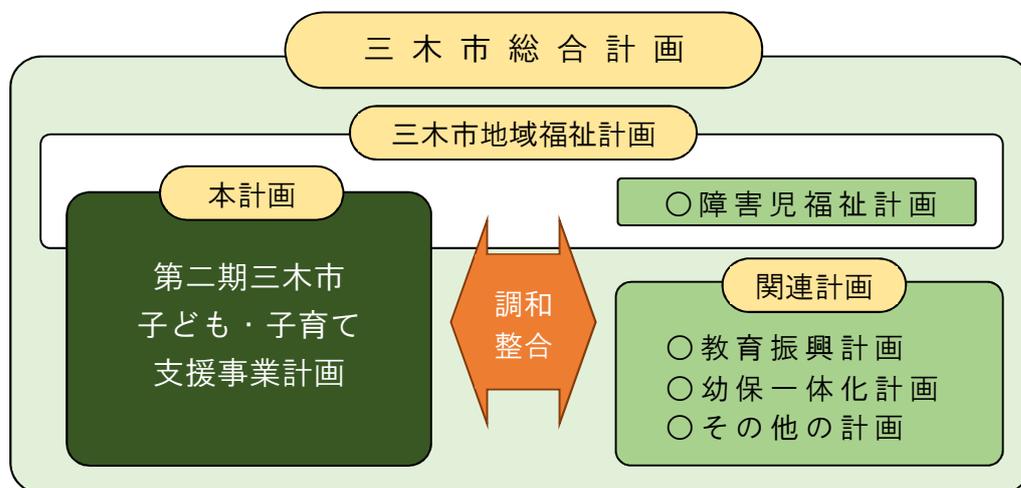
計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

本市では、平成27年3月に「三木市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子ども・子育て支援に関する施策を総合的に推進してきました。また、平成29年度からは全国に先駆けて3歳児以上の幼児教育・保育の無償化と、0～2歳児の保育料の半額助成を実施し、子育て家庭の支援の充実を図ってきました。令和元年度に「子ども・子育て支援事業計画」の計画期間が満了となることに伴い、近年の社会情勢や本市の子どもや子育て家庭を取り巻く現状、計画の進捗状況等を踏まえた見直しを行い、本市の子ども・子育て支援に関する施策を総合的・計画的に推進するための指針として、「第二期三木市子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」を踏まえて策定する、子ども・子育て支援に係る総合的な計画です。策定にあたっては、本市のまちづくりの総合的指針である「三木市総合計画」、及び地域福祉分野における基本的な方向性を示した「三木市地域福祉計画」を上位計画とし、「三木市教育振興計画」「三木市幼保一体化計画」「三木市障害児福祉計画」などの関連する計画との調和と整合性を図っていきます。



計画の期間

本計画は令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

平成27年度	...	平成31年度 (令和元年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
第一期計画			第二期三木市子ども・子育て支援事業計画 (本計画)					第三期計画	



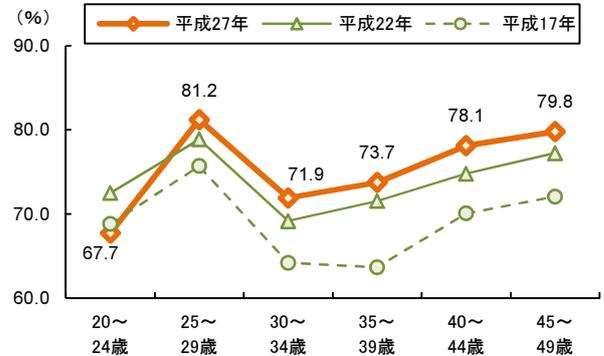
子どもと子育て家庭を取り巻く現状

人口・世帯の状況

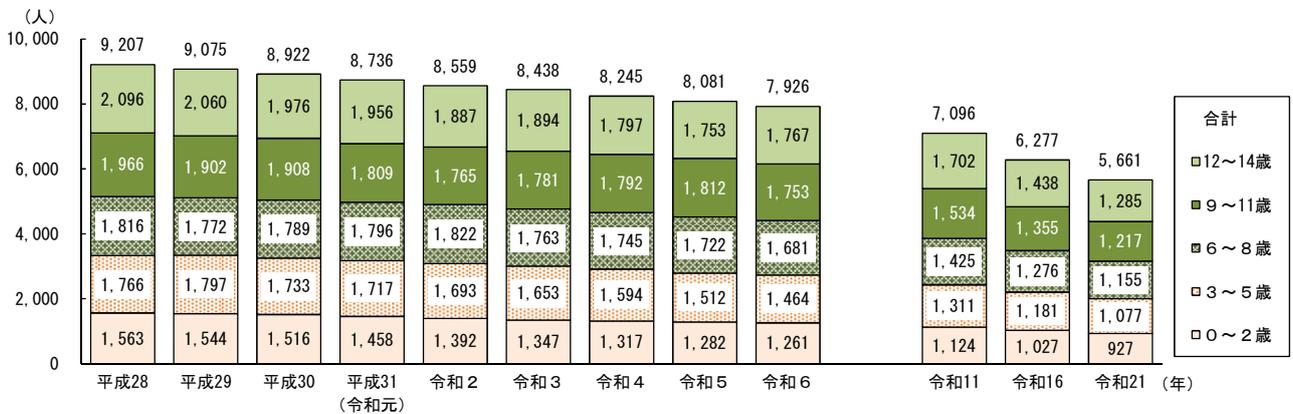
◇全国的な傾向と同様に、本市においても女性の労働力率が増加しており、保育ニーズの増大をもたらしています（右図）。

◇本市の人口は、長期的に減少傾向が見込まれており、14歳以下の若年人口についても、減少が続く見込みとなっています（下図）。

■女性の年齢別労働力率の推移



■若年人口推計

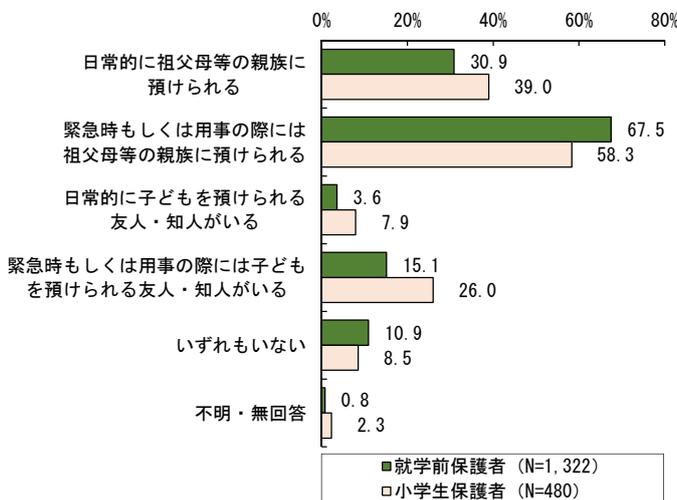


子育てに関する状況（アンケート調査結果より）

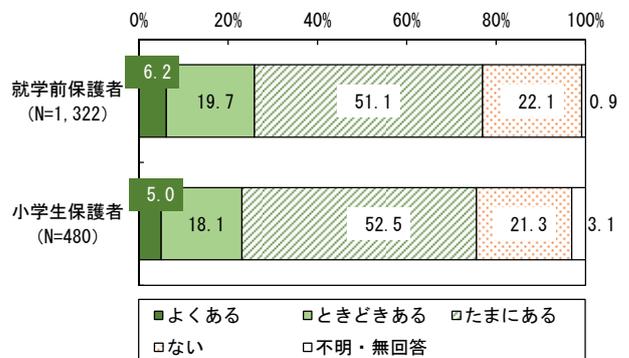
◇子どもを日常的に、または緊急時にみてもらえる人が「いずれもない」と回答し、子育てにおいて、支援を得られにくいと感じている保護者が一定数いることがうかがえます（左図）。

◇子どもに対して、どなったり、または無視したりすることが、ときどき以上ある人が2割を超えており、子育てに負担を感じていることが、子どもに対する不適切なかかわりに繋がっていることがうかがえます（右図）。

■日頃、子どもを預けられる親族・知人の有無



■子どもに対して、どなったり、または無視したりすること



本市の現状を踏まえた計画の見直しの方向

第一期計画に基づく施策の実施状況

これまでに三木市が
取り組んできたこと

保育所・幼稚園の認定
こども園化と
就学前施設の再編

幼児教育・保育と放課後児童
健全育成事業（アフタースク
ール）のニーズへの対応

全国に先駆けて平成 29 年度より
3～5 歳児の教育・保育の無償化と
0～2 歳児の保育料の半額化を実施

不妊治療対策、産後うつ
対策等の支援の充実

利用者支援事業でのコーディネーターの配置

子育て世代包括支援センター、児童
センター等における相談支援体制の

妊娠・出産・育児を取り巻く環境の向上やきめ細かな対応の充実を推進してきた一方、産科、小児科、救急医療等の医療体制の整備については課題が残っています。

アンケート調査等からみた課題

これからの三木市に
求められること

将来
予測

就学前施設の利用率は高い状態が継続
アフタースクールの休日利用・高学年利用の増加
人口推計に基づく子ども数は引き続き減少

ニーズの予測に基づく
提供体制の整備が必要

子育て
支援

児童センター・吉川児童館の事業、病児保育、一時預かり、育児ファミリーサポートセンター等の潜在的ニーズがあり、誰もが利用しやすくなるような事業の充実が課題

保護者
支援

保護者の孤立や不安の解消に向けた取組が重要であることが示されており、児童虐待の未然防止という観点からも対策が課題

市民の
評価

就学前施設の保育サービス、乳幼児健診の体制、小児医療体制への評価が高い一方、イベントの充実や公園などの遊び場の充実については評価が低く、課題が残る。

計画の見直しの方向

課題をふまえた
見直しのポイント

- ・ **幼児教育・保育**や**アフタースクール**のニーズへの対応については、地域別の人口の状況や保育ニーズの動向等を踏まえ、**適切な将来推計**のもと、**計画的な提供体制**を示します。
- ・ **地域子育て支援拠点事業**について、潜在的ニーズの掘り起こしを考慮した**取組の充実**を図ります。
- ・ **子育て不安の解消**や**保護者の孤立の防止**、**児童虐待の防止**等について、子育て世帯を支える**相談支援体制の充実**を図ります。
- ・ **引き続き子ども・子育て支援の充実**を図り、**子育てしやすいまちづくり**を推進します。



計画の基本的な考え方

基本理念

基本理念は「子ども・子育て支援事業計画」の基本的な考え方となるものです。本計画では、第一期子ども・子育て支援事業計画における基本理念を引き継ぎ、人と人がつながり、子どもを家庭や地域などで共に育て、子どもがすこやかに育つまちづくりを進めていくことを期して、次のように基本理念を定めます。

人がつながり 子どもが育つまち 三木

基本方針

1 就学前教育・保育の質の確保と充実

発達段階に応じた三木市独自の教育・保育共通カリキュラムの活用や、研修等の充実による保育教諭の質の向上、幼児教育・保育から学校教育への円滑な接続のための取組等を実施し、就学前教育・保育の質の確保と充実を図ります。

2 子育て家庭への支援の充実

親と子の健康づくりに関する取組の充実や相談支援体制の整備、就学前教育・保育の円滑な利用の確保等、子育て家庭への支援の充実を図ります。また、ひとり親家庭の支援や障がいのある子どもとその家庭の支援等、子育てに関する支援を特に必要とする家庭に向けた支援の充実に取り組みます。

3 子育てしやすい環境づくり

将来的なニーズの動向を見据えた幼児教育・保育施設の整備や各種の子育て支援事業の充実、放課後事業の充実等を通じて、子育てしやすい環境づくりに引き続き取り組みます。また、保護者の孤立や育児不安の解消、児童虐待の防止、子育てと仕事の両立支援等、子育て家庭が安心して子育てできる地域づくりに向けた取組の充実を図ります。



分野別の取組

基本方針1：就学前教育・保育の質の確保と充実

- (1) 発達段階に応じた三木市独自の教育・保育共通カリキュラムの活用
- (2) 保育教諭の質の向上
- (3) 学校教育への円滑な接続
- (4) すべての園での障がいや発達に支援が必要な児童の受け入れ
- (5) 三木市特定教育・保育施設評価
- (6) 保育教諭等の確保

すべての施設で等しく質の高い教育・保育の充実

基本方針2：子育て家庭への支援の充実

- (1) 子育て支援事業の充実
- (2) 親と子の健康づくり
- (3) 相談支援体制の整備
- (4) 就学前教育・保育施設の円滑な利用の確保
- (5) 放課後児童対策
 - ① 放課後児童健全育成（アフタースクール）事業の充実
 - ② 放課後子ども教室の実施検討
- (6) 多様なニーズを有する子どもとその家庭への支援
 - ① ひとり親家庭の自立支援の推進
 - ② 障がいや発達に支援が必要な子どもとその家庭の支援
 - ③ 外国にルーツをもつ子どもとその家庭への支援
- (7) 子どもの貧困対策
 - ① 実態把握の推進
 - ② 学習・進学への支援
 - ③ 生活支援
 - ④ 保護者への支援

児童センターで行う一時預かり保育の開設日の拡大

地域で子どもを支えるネットワークの形成や、確実に支援を受けられる体制づくり

基本方針3：子育てしやすい環境づくり

- (1) 地域における子育て世代の学びや交流
- (2) 児童虐待の防止
 - ① 関係機関との連携と相談体制の強化
 - ② 虐待の早期発見と予防啓発
 - ③ 児童養護施設等との連携
- (3) 子どもを事件・事故の被害から守るための活動の推進

支援が必要な親子の早期把握と早期支援しつけを理由とする体罰の防止



事業実施の見込みと確保方策

子どもの人口の見込み

就学前児童、小学生児童ともに年々減少が予想されています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
就学前児童（0～5歳）	2,982	2,852	2,734	2,619	2,526
小学生児童（6～11歳）	3,616	3,569	3,536	3,499	3,356
合計（0～11歳）	6,598	6,421	6,270	6,118	5,882

教育・保育提供区域の設定

本市では、市民の生活圏域や地域の子育て支援拠点の配置、通園の負担等を考慮して、就学前教育・保育の提供区域として3つの園区を定めています。

第1園区	別所・三木・三木南
第2園区	自由が丘・緑が丘・青山・志染
第3園区	細川・口吉川・吉川

就学前教育・保育の見込みと受け入れ施設の確保

就学前教育・保育については、子ども数の減少により利用が減少する見込みとなっており、現状の施設整備で対応します。

単位：人

園区	認定区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
第1園区	1号認定(3～5歳児、教育利用)	130	121	108	100	94
	2号認定(3～5歳児、保育利用)	666	663	652	620	596
	3号認定(0歳児、保育利用)	38	38	38	38	38
	3号認定(1・2歳児、保育利用)	327	309	310	310	308
第2園区	1号認定(3～5歳児、教育利用)	152	140	127	117	108
	2号認定(3～5歳児、保育利用)	470	435	393	361	340
	3号認定(0歳児、保育利用)	27	26	25	23	23
	3号認定(1・2歳児、保育利用)	177	167	156	149	144
第3園区	1号認定(3～5歳児、教育利用)	17	17	13	14	13
	2号認定(3～5歳児、保育利用)	103	94	80	78	71
	3号認定(0歳児、保育利用)	10	10	10	9	8
	3号認定(1・2歳児、保育利用)	45	40	45	45	42
全市	1号認定(3～5歳児、教育利用)	299	278	248	231	215
	2号認定(3～5歳児、保育利用)	1,239	1,192	1,125	1,059	1,007
	3号認定(0歳児、保育利用)	75	74	73	70	69
	3号認定(1・2歳児、保育利用)	549	516	511	504	494



地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

地域子ども・子育て支援事業については、実施する事業について、量の見込みと確保方策を示すことが求められています。本市ではすべての事業について、市全体を提供区域として量の見込みを定め、確保方策については、量の見込みと同数を実施するものとします。

事業名・区分	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者支援事業						
実施か所数	か所	3	3	3	3	3
地域子育て支援拠点事業						
実施か所数	か所	2	2	2	2	2
利用人数	人日	17,115	16,558	16,331	15,785	15,297
妊婦健診						
利用人数	人	685	673	651	638	625
健診回数	回	5,480	5,384	5,208	5,104	5,000
乳児家庭全戸訪問事業						
利用人数	人	389	381	374	362	355
養育支援訪問事業						
利用人数	人	17	17	17	16	16
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)						
利用人数	人日	60	57	55	52	51
育児ファミリーサポートセンター事業(子育て援助活動支援事業)						
利用人数	人日	1,492	1,514	1,539	1,562	1,560
一時預かり事業						
◇認定こども園における在園児を対象とした一時預かり						
利用人数	人日	1,274	1,295	1,255	1,261	1,260
◇その他の一時預かり						
認定こども園等での一時預かり	人日	570	554	534	505	477
児童センターでの一時預かり	人日	364	405	443	477	510
延長保育事業						
利用人数	人	822	786	754	720	694
病児・病後児保育事業						
利用人数	人日	517	519	521	521	519
放課後児童健全育成事業(アフタースクール)						
利用人数	人	888	920	943	963	964

計画の推進体制

計画の推進にあたっては、毎年度、関係機関、団体と連携を図りながら、計画の進捗状況の把握を行い、みきっ子未来応援協議会及び各部会において報告・協議し、必要に応じ本計画の施策の見直し、改善を図ります。

第二期三木市子ども・子育て支援事業計画【概要版】

発行：三木市

編集：三木市 健康福祉部 子育て支援課

発行年月：令和2年3月